

告 示 第 91号

令和8年1月20日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市物価高騰対策給付事業業務委託契約に係る企画提案競技参加者の資格について
(告示)

鹿児島市物価高騰対策給付事業業務委託契約に係る企画提案競技に参加する者に必要な資格を次のとおり定めたので告示します。

なお、この契約に係る企画提案競技への参加を希望する者は、下記要領により鹿児島市物価高騰対策給付事業業務委託契約に係る企画提案競技参加申込書に必要書類を添えて提出してください。

記

1 業務の概要

国の物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用し、食料品等の物価高騰の影響を受ける市民の負担軽減を図ることを目的とし、令和8年1月1日時点において本市の住民基本台帳に登録されている全市民に対して給付する、1人当たり5,000円分の「バニラVisaカード」を調達し、及び配付する業務

2 資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、1事業者が参加する場合にあっては、次に掲げる(1)から(10)までの要件を全て満たしていることとし、複数の事業者が共同で参加する場合(以下「共同企業体」という。)にあっては、代表構成員が(1)から(11)までの要件を全て満たし、かつ、代表構成員以外の全ての構成員が(1)から(7)まで、(10)及び(11)の要件を全て満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納期の到来している市税(本市内に営業所等がないため本市に納税義務がない場合は、納税義務を有する市区町村において納期の到来している市区町村税)並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

- (3) 参加申込時点において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (5) この告示の日から企画提案競技参加申込期限の日までの間において、本市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（これらの手続開始の決定後に更生計画又は再生計画が認可された者を除く。）でないこと。
- (7) この企画提案競技に参加しようとするものの者との間に資本関係・人的関係がないこと。
ただし、1共同企業体の構成員間においては、この限りでない。
- (8) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格業者名簿に登録されている業者であること。
- (9) 令和5年度以降、人口10万人以上の都市において、物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金を活用した非課税世帯等への給付金事業や定額減税給付金事業等の、本事業と類似の事業を元請として受託し、業務を実施した実績を有すること。
- (10) 一般財団法人 日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク制度認証又は一般社団法人 情報マネジメントシステム認定センターが認定するISM適合性評価制度認証を取得している者であること。
- (11) 共同企業体にあっては、その構成員が1事業者又は他の共同企業体の構成員として、この企画提案競技に参加しない者であること。

3 申込要領

申込手続等の詳細については、別に定める「鹿児島市物価高騰対策給付事業業務委託契約に係る企画提案競技実施要領」及び「鹿児島市物価高騰対策給付事業業務委託仕様書」に基づき実施する。

(1) 受付期間

令和8年1月20日（火）から同月29日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(3) 提出場所及び問合せ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市産業局産業振興部産業政策課企画調整係（みなと大通り別館5階）

電話 099-216-1318

電子メール san-kikaku@city.kagoshima.lg.jp

(4) 注意事項

本企画提案競技の参加に際しては、別に定める「鹿児島市物価高騰対策給付事業業務委託契約に係る企画提案競技実施要領」を確認すること。

4 その他

「鹿児島市物価高騰対策給付事業業務委託契約に係る企画提案競技実施要領」等については、鹿児島市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において入手することができる。